

「山形県産米協力店」推進事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、山形県産米（以下「県産米」という。）を使用する県内外の飲食店を「山形県産米協力店」として認定し、利用客に対する普及宣伝を図ることにより、県産米の消費拡大と評価向上に資することを目的とする。

（認定対象）

第2条 認定の対象となるのは、食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）第52条の規定に基づき都道府県知事より飲食店営業の許可を受けている事業者とする。

（認定基準）

第3条 おいしい山形推進機構会長（以下「会長」という。）は、第2条の事業者が年間を通じて県産米を使用する場合、申請に基づき「山形県産米協力店」として認定する。
ただし、県内の飲食店にあっては、米の全量が県産米を使用するとともに、年間を通じて県外客が利用し、県外客に対しチラシ等で県産米の説明ができるものとする。

（認定の申請）

第4条 認定を受けようとする者は、認定申請書（様式1号）を会長あて提出することとする。また、複数の飲食店を営業している場合は、事業所毎に申請するものとする。

（認定）

第5条 会長は、認定申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認められる場合は、当該飲食店を「山形県産米協力店」に認定し、認定証と消費宣伝資材（のぼり、ちらし等）を交付するものとする。

（認定期間）

第6条 前条に定める認定の期間は、年度を単位とし、認定日の属する年度を含む3年間とする。なお、会長は、認定期間の満了において、次条に定める実績報告が認定基準を満たす場合は、継続して認定することができる。

（実績報告）

第7条 認定を受けた飲食店の事業者は、認定を受けた年度の4月から認定期間満了の属する年度の3月末までの米の使用状況について、実績報告書（様式2号）により会長に認定期間の満了年度の翌年度の5月末まで報告するものとする。

（認定内容の変更）

第8条 認定を受けた飲食店の事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、変更申請書（様式3号）を会長に報告するものとする。

- （1）所在地又は名称を変更したとき
- （2）認定基準に該当しなくなったとき
- （3）廃業したとき

(認定の取消)

第 9 条 会長は、認定を受けた飲食店の事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (2) 認定基準に該当しなくなったとき
- (3) 廃業したとき

(認定件数)

第 10 条 県内の飲食店にかかる平成 20 年度の認定件数は、200 件以内とする。ただし、平成 20 年度の募集枠を特別分 90 件、一般分 110 件とし、対象となる飲食店は次のとおりとする。

(1) 特別分

道の駅

(社)山形県観光物産協会に加盟しているドライブイン

東日本旅客鉄道(株)が運行する鉄道駅及び山形・庄内空港内の飲食店

郷土料理店

(社)山形県観光物産協会が県の委託を受けて実施した「やまがた食の案内人」事業に加盟の飲食店

(2) 一般分

特別分以外の飲食店

附則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。